

「雇用調整助成金(令和8年熊本地震に伴う特例措置)」を利用している事業主の皆さまへ

産業雇用安定助成金の提出書類の一部を省略できます (令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)

雇用調整助成金(令和8年熊本地震に伴う特例措置)を利用されている事業主の皆さまについては、産業雇用安定助成金(令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)の利用にあたって、重複する提出書類の一部を省略できます。

提出書類

計画届の提出時に必要な書類		雇用調整助成金 利用事業主
確認書類(1)	労働組合等との協定書	
	労働者代表選任書、委任状 等	提出不要
確認書類(2)	事業所の状況に関する書類	
	月次損益計算書、総勘定元帳 等	省略できません※1
	就業規則、給与規定 等	提出不要※2
その他	雇用調整助成金において提出を求めている事業所の概況と企業規模に関する書類	
	会社案内パンフレット 等	提出不要
	労働者名簿、会社組織図 等	提出不要

※1 最近1か月間の生産指標を確認する必要があるため、改めての提出が必要です。

※2 雇用調整助成金の手続きにおいて提出した内容から変更が生じた場合には、改めて提出が必要です。

上記以外の提出書類については、産業雇用安定助成金ガイドブックおよび支給要領をご確認ください。

産業雇用安定助成金を申請した事業主は、支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

産業雇用安定助成金(令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)

令和8年熊本地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成します。

詳細は「産業雇用安定助成金(令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)ガイドブック」をご確認ください。

